

平成 31 年 4 月
東京都都市整備局

建築物バリアフリー条例の改正概要（平成 31 年 3 月 29 日改正）

1 対象

新築、増築、改築又は用途変更部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 m²以上の建築物における一般客室

2 共用部の基準

各客室までの経路に階段又は段を設けない。

3 一般客室内の基準

- （１）一般客室の出入口幅は 8 0 c m 以上
- （２）一般客室内の便所及び浴室等の出入口幅は 7 0 c m 以上
- （３）一般客室内に階段又は段を設けない。

4 努力義務規定

一般客室内の便所及び浴室等の出入口幅は 7 5 c m 以上

施行日：平成 31 年 9 月 1 日